

新	旧	備考
貿易代金貸付保険（２年未満個別保険）の取扱いについて 平成29年４月１日 17 - 制度 - 00083 沿革 <u>令和２年２月28日</u> 一部改正 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	貿易代金貸付保険（２年未満個別保険）の取扱いについて 平成29年４月１日 17 - 制度 - 00083 沿革 <u>令和２年２月10日</u> 一部改正 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	
〔Ⅰ〕保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 1 基本的取扱事項 (1)～(2) (略) (3) <u>公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない貸付契約については保険契約を締結しないこととする。当該基準に適合しない輸出契約等に係る貸付契約についても同様とする。</u> (4)～(9) (略)	〔Ⅰ〕保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 1 基本的取扱事項 (1)～(2) (略) (3) <u>貸付契約に関して不正競争防止法（平成５年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</u> (4)～(9) (略)	
2～3 (略)	2～3 (略)	
4 その他 「別紙３ 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」若しくは「別紙４ 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は<u>防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第１の１の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等</u>に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した	4 その他 「別紙３ 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙４ 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。	

新	旧	備考
場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。		
[Ⅱ] （略） 附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和２年２月２８日</u>〕 この改正は、<u>令和２年４月１日</u>から実施する。	[Ⅱ] （略） 附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和２年２月１０日</u>〕 この改正は、<u>令和２年２月１２日</u>から実施する。	
[別紙１] ～ [別紙６] （略）	[別紙１] ～ [別紙６] （略）	
[別表] （略）	[別表] （略）	